

豊島区教育委員会の教育目標

教育は、普遍的かつ個性的な文化を創造し、豊かな社会の実現を目指し、平和で民主的な国家及び地域社会の形成者として自主的精神に満ちた健全な人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人、豊島区民となることを期して行わなければならない。

同時に、教育は社会の変化に対応し、絶えずその在り方を見直していかなければならないものであり、経済・社会のグローバル化、情報技術革命、地球環境問題、少子高齢化など、時代の変化に主体的に対応し、日本の未来を担う人間を育成することが、重要になっている。

豊島区教育委員会は、このような考え方に立って、以下の「教育目標」に基づき、積極的に教育行政を推進していく。

豊島区教育委員会は、幼児・児童・生徒（以下、「子供たち」という）が知性、感性、道徳心や体力を育み、人間性豊かに成長することを願い、

- 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 地域社会の一員として、社会に貢献しようとする人間
- 自ら学び考え行動する、個性と創造性豊かな人間

の育成に向けた教育を重視する。

また、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、豊かな環境の中で、子供たちが、生涯にわたって主体的に文化やスポーツに親しむことができる人間として成長するよう関係機関との一層の連携を図る。

さらに、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての区民が教育に参加することを目指していく。

(令和元年 12 月 25 日 豊島区教育委員会決定)

令和5年度 豊島区教育委員会の基本方針

令和4年10月25日

豊島区教育委員会決定

豊島区教育委員会は、先に述べた教育目標の達成のために、以下の基本方針を定める。

1 人権教育と豊かな心を育む教育の推進

- (1) 人権尊重の理念を広く定着させ、あらゆる偏見や差別をなくし、差別意識の解消を目指し、人権教育の充実を図る。
- (2) 豊かな体験活動を通して、子供たちが生命を大切にする心、他人を思いやる心、規範意識を育む教育を行うとともに、発達段階に応じて、幼児期からの道徳性の育成を図る。また、「特別の教科 道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。
- (3) 「豊島区いじめ防止対策推進条例」及び「同基本方針」を踏まえ、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等を組織的に行うとともに、いじめの根絶に向けて保護者・地域・関係機関と協力し、互いに認め合い共に学び合える学校づくりを推進する。
- (4) 校外学習や移動教室等を通して、体験学習や集団活動の実践を重ね、他者との交流や協働することの重要性を実感し、豊かな心を育む教育を充実する。
- (5) 「豊島区子どもの権利に関する条例」に基づき、学校・家庭・地域が連携・協働し、子供の権利の普及・啓発活動や、相談機能の充実を図る。
- (6) 身の回りの諸課題を解決する力を育成するとともに、SDGs の理念に基づき、保護者や地域等と連携して、持続可能な社会の担い手に必要な資質・能力の向上を図る。
- (7) 地域等の施設や環境を活用し、歴史、伝統・文化、芸術等について理解を深め、郷土を愛し誇りに思う心を育む教育を推進する。

2 確かな学力の定着と豊かな個性を伸長する教育の推進

- (1) 次代の担い手となる子供たちに、知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養などの時代の変化に対応できる資質・能力を育成する。そのために主体的・対話的で深い学びの視点から、授業改善に努める。
- (2) 「社会に開かれた教育課程」を編成するとともに、家庭・地域と連携して学習の基盤となる基本的な生活習慣や読書・学習の習慣などの資質・能力を育む教育を行う。また、学習状況に関する調査や授業改善推進プランを活用し、きめ細かな指導による基礎的・基本的な知識・技能の確かな定着を図る。
- (3) 子供の特性や成長段階を踏まえ、個に応じた教育を展開し、豊かな個性や創造性の育成を図る。
- (4) ICTを活用した教育活動を推進し、発達段階に応じた情報活用能力や情報モラルの育成を図る。
- (5) 発達段階に応じて継続的な英語活動・英語教育の充実を図り、コミュニケーション能力を高める。また、国際理解教育を充実し、文化の多様性を尊重して、国際社会の発展に寄与する態度や多文化共生の意識を醸成する。
- (6) 「豊島区子ども読書活動推進計画」に基づき、地域図書館との連携を図り、読書活動を効果的に推進する。また、学校図書館を学習情報センターとして機能させ、調べ学習や発表活動等を通して、主体的に学習する態度を育成する。
- (7) 予測困難な社会の中でも、様々な困難を乗り越え、人生を切り拓いていくため発達段階に応じたキャリア教育の充実を図る。また、ボランティア活動等を推進し、社会参画や社会貢献の態度を育成する。

3 健やかな体の育成と健康教育の推進

- (1) 健やかな体を育成するため、関係機関と連携し、運動や体づくり運動等の取組の充実を図り、子供たちの体力づくりを推進する。また、自らの健康に関する意識を高め、望ましい生活習慣を身に付け、生涯を通じてたくましく生きる基盤を養う。

- (2) 「学校の新しい生活様式」に基づいた衛生管理を徹底し、幼児・児童・生徒、教職員の感染症対策を講じつつ、持続的な学校・園運営を行う。
- (3) 学校給食を学習教材とし、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化等の食育を推進する。
- (4) 「豊島区がん対策推進条例」及び「豊島区歯と口腔の健康づくり推進条例」に基づき、がん教育や歯と口腔の健康づくり等の健康教育を推進する。

4 一人一人を大切に教育の推進

- (1) すべての子供が社会環境の変化に適切に対応し、よりよい人生を生き抜くため、必要となる基礎的な力を育むとともに、個性や能力に応じた最適な学びを支える。
- (2) 教員の専門性や指導力を高め、通常の学級における特別支援教育の充実を図る。
- (3) 個別指導計画及び個別の教育支援計画に基づき、特別支援学級・特別支援教室における指導や就学相談の充実により、一人一人の能力を最大限に伸長する特別支援教育を推進する。また、交流及び共同学習等、子供たちが障害の有無にかかわらず、相互に活動する機会を拡充する。
- (4) 日本語指導が必要な子供が、円滑に学校生活を送ることができるよう、初期指導及び発達段階に応じた系統的な指導の充実を図る。
- (5) 学校・家庭・地域・関係機関が連携し、問題行動等の課題に迅速に対応するとともに、誰もが助け合い、認め合える温かい学校づくりを推進する。また、困難な課題を抱える児童・生徒に対して、様々な支援を行う。
- (6) 就学前から義務教育修了までの発達段階を円滑につなぐ各種プログラム等の活用や、異校種間の交流を通して保・幼・小・中の連携した教育を充実させ、子供の発達や学びの連続性を高める。
- (7) 日常的な対話や観察、心理検査の実施と分析・校内心のケア委員会の開催を確実にを行い、子供一人一人の課題や悩み、状況を把握し、関係機関との緊密な協力を行う。また、相談窓口の周知及び取組を徹底し、児童・生徒が相談しやすい環境を作る。

5 安全・安心な学校づくりと教育環境の充実

- (1) 子供自らが自然災害や交通事故、犯罪等の様々な危険を予測し、回避することができる力を高める教育を推進する。また、地域と連携した防災訓練等を拡充し、組織的な体制を整備し、防災教育の充実を図る。
- (2) 豊島区が認証取得したセーフコミュニティの取組と連携し、インターナショナルセーフスクール認証校の取組を生かした「安全・安心な学校づくり」を全校で推進する。
- (3) 小学校通学路及び幼稚園、小・中学校の敷地内に防犯カメラを設置することにより、安全対策と安全確保の取組を一層推進する。
- (4) 「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づき、食物アレルギー対策についての組織的な体制をつくり、事故予防と事故発生時の適切な緊急対応の徹底を図る。
- (5) 教育環境の向上や防災機能の充実を目指し、「豊島区学校施設等長寿命化計画」に基づき、今後の学校改築や修繕を進める。

6 学校と家庭・地域社会の連携・協働と学校経営改革の推進

- (1) 「社会に開かれた教育課程」の実現を図るとともに、地域の教育力を生かした特色ある学校づくりに努める。また、教員研修や校内研究、OJT 等を通して、教員の授業力や資質・能力を高め、計画的・継続的に人材育成を図る。
- (2) 体罰は暴力であるとの認識の下、全校・園を挙げて体罰を根絶し、子供、家庭、地域に信頼される学校づくりを推進する。
- (3) 校長が定めた学校経営方針を共有し、学校評価や学校運営連絡協議会を充実させ、学校経営方針に基づく教育活動の成果を評価・検証し、学校・家庭・地域の協働体制を充実する。また、豊島区のコミュニティスクール制度を拡充して、地域とともにある学校づくりを推進する。
- (4) 放課後の安全・安心な活動拠点を設け、子供たちがスポーツや文化活動等の様々な体験活動、地域住民との交流活動を推進する。また、中学校部活動等を通して、生徒が楽しさや喜びを分かち合い、心身のバランスのとれた成長ができる教育を推進する。

- (5) 「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づき校務改善を進め、教員の心身の健康保持、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備し、学校教育の維持向上を図る。
- (6) 公開授業や学校参観週間、広報紙及びホームページ等を通して情報発信し、保護者・区民の教育参加を促進する。また、学校や園・家庭・地域のネットワークを構築し、家庭教育の支援の充実を図る。